

「指定介護老人福祉施設サービス」重要事項説明書

当施設は介護保険法の指定を受けております
千葉県指定 介護保険事業所番号 1270900598

当施設はご契約者(ご利用者)に対して指定介護福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

当施設への入所は、原則として要介護3から要介護5の方であって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者及び要介護1又は2の方であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所の要件に該当することが認められる方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	20
7. 残置物引取人	22
8. 苦情の受付について	22
9. 虐待の防止のための措置に関する事項	23
10. その他運営に関する留意事項	24
重要事項説明書付属文書	25

社会福祉法人 南生会
特別養護老人ホーム 南生苑

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 南生会
- (2) 法人所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430番1
- (3) 電話番号 : 047-457-8660
- (4) 代表者氏名 : 理事長 藤代 孝七
- (5) 設立年月 : 平成3年10月14日
- (6) その他事業 :
- 南生苑ショートステイサービス (指定短期入所生活介護)
 - デイサービスセンター南生苑 (指定通所介護)
 - ひばりの丘デイサービスセンター (指定通所介護)
 - 船橋市南老人デイサービスセンター (指定通所介護)
 - 松が丘在宅介護支援センター
 - 南生苑在宅支援センター松が丘 (指定居宅介護支援事業)
 - みさき在宅支援センター南生苑 (指定居宅介護支援事業)
 - グループホームハピネス (認知症対応型共同生活介護)
 - 豊富・坪井地域包括支援センター
 - 特別養護老人ホームみやぎ台南生苑 (指定介護老人福祉施設)
 - みやぎ台南生苑ショートステイサービス (指定短期入所生活介護)
 - ひばり保育園
 - みそら保育園
 - あまねの杜保育園

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 : 指定介護老人福祉施設
千葉県指定 介護保険事業所番号 1270900598
- (2) 施設の目的 : 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(ご利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者(ご利用者)に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 : 特別養護老人ホーム 南生苑
- (4) 施設の所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430番1
- (5) 電話番号 : 047-457-8660
- (6) 施設長(管理者)氏名 : 中澤 信人
- (7) 当法人の理念 :
1. 人間尊重・プライド尊重・プライバシー尊重を守ります。
 2. 利用者様の自立支援を基本に安心・安全・感動のある日々を提供します。
 3. 地域福祉に寄与します。
- (8) 開設年月 : 平成4年7月20日
- (9) 入所定員 : 83人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は、原則として2～4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合には、その旨をお申し出下さい。〔但し、ご契約者(ご利用者)の性別、心身の状況や居室の空き状況等により、居室を決定いたしますのでご希望に添えない場合もございます。〕

居室・設備の種類	室数・面積	備考
個室 (1人部屋)	4室 (8.59㎡)	多床室扱い ベッドサイドキャビネット、エアコン、換気扇、加湿器
個室 (1人部屋)	5室 (13.75㎡～17.25㎡)	従来型個室扱い 洗面台、収納キャビネット、エアコン、換気扇、加湿器
2人室	23室 (17.11㎡～17.85㎡)	多床室 ベッドサイドキャビネット、エアコン、換気扇、加湿器
4人室	12室 (34.29㎡～34.51㎡)	多床室 ベッドサイドキャビネット、エアコン、換気扇、加湿器
合計	44室(103床)	
食堂	1室	1F(多目的ホール・機能訓練室兼用)×1
リビングルーム	5室	ユニット毎の食堂を兼ねる
浴室	2室	一般浴槽、機械浴(リフト)、特殊浴槽(昇降式) チェアインバス
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、歩行車、歩行器等 (多目的ホール兼用)
医務室	1室	健康管理、与薬管理、栄養マネジメント、 医療器具
静養室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

※南生苑 ショートステイサービスのご利用者とは共用となります。

◆居室の変更：ご契約者(ご利用者)から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者(ご利用者)の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者(ご利用者)やご家族等と協議のうえ決定いたします。

◆その他の設備：

談話室……………地下1階にあるオープンスペースです。

気分転換や居室以外でのご面会時等、ご自由にお使い頂けます。

自動販売機……………地下1階、2階に飲物類の自動販売機を設置しております。

庭園……………四季折々の花が咲く花壇でお楽しみいただけます。ベンチ設置。

4. 職員の配置状況

<職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置基準
施設長（管理者）	1名以上
医師	1名以上
看護職員	4名以上
介護職員	31名以上
生活相談員	2名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
厨房職員（業務委託）	必要とされる人数
事務職員	必要とされる人数
介助員	
その他	

<主な職種の勤務体制>

	職 種	勤務体制
1	医師	原則として毎週火曜日 午後
2	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番…07:30～08:30 4名 日中…08:30～17:00 5名 遅番…17:00～19:30 2名 夜間…19:30～07:00 4名
3	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中…08:45～17:30 3名
4	機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中…08:45～17:30 1名
5	理学療法士	月2回…14:00～16:00

●日、祝日、年末年始は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者(ご利用者)に対して以下のサービスを提供いたします。
当施設が提供するサービスについては、

- 【1】ご利用料金が介護保険から給付される場合
- 【2】ご利用料金の全額等をご契約者(ご利用者)にご負担いただく場合

がございます。

【1】当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ①居室の提供（但し、従来型個室をご利用の場合は、別途居住費をいただきます。）
- ②食事（但し、食費（食材料費・調理費用）は別途いただきます。<利用者負担限度額>（P16）参照）
 - ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者(ご利用者)の身体の状況および嗜好を考慮し調理した食事を、提供しております。また、バイキング食や選択食をはじめ、季節や行事の際の特別献立としておせち料理、祝膳、お誕生日にはお赤飯、お刺身等も提供しております。
 - ・ご契約者(ご利用者)の自立支援のため、離床して食堂で食事を召し上がっていただくことを原則としています。また、その際歩行が可能な方には、その日の身体の状況によりリハビリを兼ねて、食前食後に居室と食堂間を歩いて移動していただいております。
 - ・体調不良時は、状況により居室等への配膳も行います。

食事時間	朝食…07:15～09:00 昼食…11:15～12:30 夕食…17:00～18:30
------	--

③入浴

下記の内容でそれぞれ週2回行っております。

- 特殊浴〔特殊浴（寝たきり、座位が保てない方）〕
月・火・木・金曜日

- 介助浴〔一部介助及び全面的な介助が必要な方〕
火・金曜日

※季節の行事等により変更になる場合もございます。

その他

- 清拭
身体の状況等により入浴できなかった方、発汗の多い方、おむつ交換時、また、ご希望者の方に行っております。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者(ご利用者)の身体能力を最大限活用した援助を行います。

- トイレ誘導
- おむつ交換

※当施設では私どもでは日本製のライフリーを使用しております。高性能紙おむつであり、臭いが少なく、機能性、吸収量に優れるため交換時間の短縮、回数の減少により、有効なケア時間を創出します。

⑤機能訓練（リハビリ）

機能訓練指導員により、ご契約者（ご利用者）の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を行っております。

- 食前食後……歩行が可能な方には居室と食堂の間を、歩いて移動していただいております。
- 機能訓練室…平行棒、歩行車、歩行器等完備。

理学療法士によるリハビリ……………	月 2 回
機能訓練指導員……………	毎日
看護・介護職員による生活機能訓練……………	毎日

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

内 容		
医師	週 1 回	診察、健康管理全般の指示
看護職員	毎日	健康保持・増進、病状変化の早期発見・対応

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、身体状況等を考慮しできる限り離床に配慮いたします。
- ・生活のリズムを考え、ご希望により毎朝・夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ・清潔で快適な生活を送れることを目的とした、適切な整容が行われるよう援助いたします。
- ・常にご意見・ご要望を伺うことができるように、意見箱を地下事務室前に設置しております。

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

1. 従来型個室 **1割負担** ※自己負担額は、1人1人異なりますので、目安の額となります。
1ヶ月(31日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス費 (単位/日)	589	659	732	802	871
②	体制加算 (単位/日)	56	56	56	56	56
③	個別加算 (単位/日)	30	30	30	30	30
	1日の単位数 (①+②+③)	675	745	818	888	957
④	1ヶ月の単位数 (31日)	20,925	23,095	25,358	27,528	29,667
⑤	介護職員処遇改善 加算(単位/月) ④×14%	2,930	3,233	3,550	3,854	4,153
⑥	介護職員等特定処遇 改善加算(単位/月) ④×2.7%	565	624	685	743	801
⑦	介護職員等ベースアップ等 支援加算(単位/月) ④×1.6%	335	370	406	440	475
	1ヶ月の合計 単位数(④+⑤+⑥+⑦)	24,755	27,322	29,999	32,565	35,096
⑧	1ヶ月のサービス 利用料金	260,918円	287,974円	316,190円	343,236円	369,912円
⑨	保険から給付 される金額	234,827円	259,177円	284,571円	308,913円	332,921円
	1ヶ月あたりのサー ビスに係わる 自己負担額(⑧-⑨)	26,091円	28,797円	31,619円	34,323円	36,991円
	1ヶ月あたりの居住 に係る自己負担額	38,161円	38,161円	38,161円	38,161円	38,161円
	1ヶ月あたりの食事 に係る自己負担額	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円
	1ヶ月あたりの サービスに係わる 自己負担額	112,302円	115,008円	117,830円	120,534円	123,202円

※体制加算

日常生活継続支援加算(36単位/日)、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(16単位/日)、看護体制加算(Ⅰ)(4単位/日)(但し上記加算については、人員配置の変更等により加算単位が変更となる場合があります。)

個別加算

経口維持加算(Ⅰ)(400単位/月)、経口維持加算(Ⅱ)(100単位/月)、個別機能訓練加算(Ⅰ)(372単位/月)、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(40単位/月)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3単位/月)を含みます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(14%)を乗じた単位数で算定

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数で算定

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数で算定

居住費・食費

・各段階に応じた料金<利用者負担限度額>(P16)を負担していただきます。
・入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。
ただし減免対象者(第1~第3段階②)の方は、福祉施設外泊時費用算定時(入院・外泊1日目から6日目まで)は通常の負担限度額を、それ以外の期間(7日目から)は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

1. 従来型個室 **2割負担** ※自己負担額は、1人1人異なりますので、目安の額となります。
1ヶ月（31日あたり）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス費 (単位/日)	589	659	732	802	871
②	体制加算 (単位/日)	56	56	56	56	56
③	個別加算 (単位/日)	30	30	30	30	30
	1日の単位数 (①+②+③)	675	745	818	888	957
④	1ヶ月の単位数 (31日)	20,925	23,095	25,358	27,528	29,667
⑤	介護職員処遇改善 加算(単位/月) ④×14%	2,930	3,233	3,550	3,854	4,153
⑥	介護職員等特定処遇 改善加算(単位/月) ④×2.7%	565	624	685	743	801
⑦	介護職員等ベースアップ等 支援加算(単位/月) ④×1.6%	335	370	406	440	475
	1ヶ月の合計 単位数(④+⑤+⑥+⑦)	24,755	27,322	29,999	32,565	35,096
⑧	1ヶ月のサービス 利用料金	260,918円	287,974円	316,190円	343,236円	369,912円
⑨	保険から給付 される金額	208,735円	230,380円	252,952円	274,589円	295,930円
	1ヶ月あたりのサー ビスに係わる 自己負担額(⑧-⑨)	52,183円	57,594円	63,238円	68,647円	73,982円
	1ヶ月あたりの居住 に係る自己負担額	38,161円	38,161円	38,161円	38,161円	38,161円
	1ヶ月あたりの食事 に係る自己負担額	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円
	1ヶ月あたりの サービスに係わる 自己負担額	138,394円	143,805円	149,449円	154,858円	160,193円

※体制加算

日常生活継続支援加算(36単位/日)、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(16単位/日)、看護体制加算(Ⅰ)(4単位/日)(但し上記加算については、人員配置の変更等により加算単位が変更となる場合があります。)

個別加算

経口維持加算(Ⅰ)(400単位/月)、経口維持加算(Ⅱ)(100単位/月)、個別機能訓練加算(Ⅰ)(372単位/月)、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(40単位/月)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3単位/月)を含みます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(14%)を乗じた単位数で算定

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数で算定

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数で算定

居住費・食費

- ・各段階に応じた料金<利用者負担限度額>(P16)を負担していただきます。
- ・入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者(第1～第3段階②)の方は、福祉施設外泊時費用算定時(入院・外泊1日目から6日目まで)は通常の負担限度額を、それ以外の期間(7日目から)は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

1. 従来型個室 **3割負担** ※自己負担額は、1人1人異なりますので、目安の額となります。
1ヶ月（31日あたり）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス費 (単位/日)	589	659	732	802	871
②	体制加算 (単位/日)	56	56	56	56	56
③	個別加算 (単位/日)	30	30	30	30	30
	1日の単位数 (①+②+③)	675	745	818	888	957
④	1ヶ月の単位数 (31日)	20,925	23,095	25,358	27,528	29,667
⑤	介護職員処遇改善 加算(単位/月) ④×14%	2,930	3,233	3,550	3,854	4,153
⑥	介護職員等特定処遇 改善加算(単位/月) ④×2.7%	565	624	685	743	801
⑦	介護職員等ベースアップ等 支援加算(単位/月) ④×1.6%	335	370	406	440	475
	1ヶ月の合計 単位数(④+⑤+⑥+⑦)	24,755	27,322	29,999	32,565	35,096
⑧	1ヶ月のサービス 利用料金	260,918円	287,974円	316,190円	343,236円	369,912円
⑨	保険から給付 される金額	182,643円	201,582円	221,333円	240,266円	258,939円
	1ヶ月あたりのサー ビスに係わる 自己負担額(⑧-⑨)	78,275円	86,392円	94,857円	102,970円	110,973円
	1ヶ月あたりの居住 に係る自己負担額	38,161円	38,161円	38,161円	38,161円	38,161円
	1ヶ月あたりの食事 に係る自己負担額	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円
	1ヶ月あたりの サービスに係わる 自己負担額	164,486円	172,603円	181,068円	189,181円	197,184円

※体制加算

日常生活継続支援加算(36単位/日)、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(16単位/日)、看護体制加算(Ⅰ)(4単位/日)(但し上記加算については、人員配置の変更等により加算単位が変更となる場合があります。)

個別加算

経口維持加算(Ⅰ)(400単位/月)、経口維持加算(Ⅱ)(100単位/月)、個別機能訓練加算(Ⅰ)(372単位/月)、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(40単位/月)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3単位/月)を含みます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(14%)を乗じた単位数で算定

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数で算定

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数で算定

居住費・食費

- 各段階に応じた料金<利用者負担限度額>(P16)を負担していただきます。
- 入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者(第1～第3段階②)の方は、福祉施設外泊時費用算定時(入院・外泊1日目から6日目まで)は通常の負担限度額を、それ以外の期間(7日目から)は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

2. 多床室 **1割負担** ※自己負担額は、1人1人異なりますので、目安の額となります。
1ヶ月（31日あたり）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス費 (単位/日)	589	659	732	802	871
②	体制加算 (単位/日)	56	56	56	56	56
③	個別加算 (単位/日)	30	30	30	30	30
	1日の単位数 (①+②+③)	675	745	818	888	957
④	1ヶ月の単位数 (31日)	20,925	23,095	25,358	27,528	29,667
⑤	介護職員処遇改善 加算(単位/月) ④×1.4%	2,930	3,233	3,550	3,854	4,153
⑥	介護職員等特定処遇 改善加算(単位/月) ④×2.7%	565	624	685	743	801
⑦	介護職員等ベースアップ等 支援加算(単位/月) ④×1.6%	335	370	406	440	475
	1ヶ月の合計 単位数(④+⑤+⑥+⑦)	24,755	27,322	29,999	32,565	35,096
⑧	1ヶ月のサービス 利用料金	260,918円	287,974円	316,190円	343,236円	369,912円
⑨	保険から給付 される金額	234,827円	259,177円	284,571円	308,913円	332,921円
	1ヶ月あたりのサー ビスに係わる 自己負担額(⑧-⑨)	26,091円	28,797円	31,619円	34,323円	36,991円
	1ヶ月あたりの居住 に係る自己負担額	28,365円	28,365円	28,365円	28,365円	28,365円
	1ヶ月あたりの食事 に係る自己負担額	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円
	1ヶ月あたりの サービスに係わる 自己負担額	102,506円	105,212円	108,034円	110,738円	113,406円

※体制加算

日常生活継続支援加算(36単位/日)、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(16単位/日)、看護体制加算(Ⅰ)(4単位/日)(但し上記加算については、人員配置の変更等により加算単位が変更となる場合があります。)

個別加算

経口維持加算(Ⅰ)(400単位/月)、経口維持加算(Ⅱ)(100単位/月)、個別機能訓練加算(Ⅰ)(372単位/月)、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(40単位/月)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3単位/月)を含みます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.4%)を乗じた単位数で算定

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数で算定

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数で算定

居住費・食費

- ・各段階に応じた料金<利用者負担限度額>(P16)を負担していただきます。
- ・入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者(第1～第3段階②)の方は、福祉施設外泊時費用算定時(入院・外泊1日目から6日目まで)は通常の負担限度額を、それ以外の期間(7日目から)は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

2. 多床室 **2割負担** ※自己負担額は、1人1人異なりますので、目安の額となります。
1ヶ月（31日あたり）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス費 (単位/日)	589	659	732	802	871
②	体制加算 (単位/日)	56	56	56	56	56
③	個別加算 (単位/日)	30	30	30	30	30
	1日の単位数 (①+②+③)	675	745	818	888	957
④	1ヶ月の単位数 (31日)	20,925	23,095	25,358	27,528	29,667
⑤	介護職員処遇改善 加算(単位/月) ④×1.4%	2,930	3,233	3,550	3,854	4,153
⑥	介護職員等特定処遇 改善加算(単位/月) ④×2.7%	565	624	685	743	801
⑦	介護職員等ベースアップ等 支援加算(単位/月) ④×1.6%	335	370	406	440	475
	1ヶ月の合計 単位数(④+⑤+⑥+⑦)	24,755	27,322	29,999	32,565	35,096
⑧	1ヶ月のサービス 利用料金	260,918円	287,974円	316,190円	343,236円	369,912円
⑨	保険から給付 される金額	208,735円	230,380円	252,952円	274,589円	295,930円
	1ヶ月あたりのサー ビスに係わる 自己負担額(⑧-⑨)	52,183円	57,594円	63,238円	68,647円	73,982円
	1ヶ月あたりの居住 に係る自己負担額	28,365円	28,365円	28,365円	28,365円	28,365円
	1ヶ月あたりの食事 に係る自己負担額	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円
	1ヶ月あたりの サービスに係わる 自己負担額	128,598円	134,009円	139,653円	145,062円	150,397円

※体制加算

日常生活継続支援加算(36単位/日)、夜勤職員配置加算(Ⅲ)(16単位/日)、看護体制加算(Ⅰ)(4単位/日)(但し上記加算については、人員配置の変更等により加算単位が変更となる場合があります。)

個別加算

経口維持加算(Ⅰ)(400単位/月)、経口維持加算(Ⅱ)(100単位/月)、個別機能訓練加算(Ⅰ)(372単位/月)、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(40単位/月)、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(3単位/月)を含みます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.4%)を乗じた単位数で算定

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じた単位数で算定

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位/月)

所定単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じた単位数で算定

居住費・食費

- ・各段階に応じた料金<利用者負担限度額>(P16)を負担していただきます。
- ・入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者(第1～第3段階②)の方は、福祉施設外泊時費用算定時(入院・外泊1日目から6日目まで)は通常の負担限度額を、それ以外の期間(7日目から)は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

2. 多床室 **3割負担** ※自己負担額は、1人1人異なりますので、目安の額となります。

1ヶ月（31日あたり）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本サービス費 (単位/日)	589	659	732	802	871
②	体制加算 (単位/日)	56	56	56	56	56
③	個別加算 (単位/日)	30	30	30	30	30
	1日の単位数 (①+②+③)	675	745	818	888	957
④	1ヶ月の単位数 (31日)	20,925	23,095	25,358	27,528	29,667
⑤	介護職員処遇改善 加算(単位/月) ④×14%	2,930	3,233	3,550	3,854	4,153
⑥	介護職員等特定処遇 改善加算(単位/月) ④×2.7%	565	624	685	743	801
⑦	介護職員等ベースアップ等 支援加算(単位/月) ④×1.6%	335	370	406	440	475
	1ヶ月の合計 単位数(④+⑤+⑥+⑦)	24,755	27,322	29,999	32,565	35,096
⑧	1ヶ月のサービス 利用料金	260,918円	287,974円	316,190円	343,236円	369,912円
⑨	保険から給付 される金額	182,643円	201,582円	221,333円	240,266円	258,939円
	1ヶ月あたりのサー ビスに係わる 自己負担額(⑧-⑨)	78,275円	86,392円	94,857円	102,970円	110,973円
	1ヶ月あたりの居住 に係る自己負担額	28,365円	28,365円	28,365円	28,365円	28,365円
	1ヶ月あたりの食事 に係る自己負担額	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円	48,050円
	1ヶ月あたりの サービスに係わる 自己負担額	154,690円	162,807円	171,272円	179,385円	187,388円

※体制加算

日常生活継続支援加算（36単位/日）、夜勤職員配置加算（Ⅲ）（16単位/日）、看護体制加算（Ⅰ）（4単位/日）（但し上記加算については、人員配置の変更等により加算単位が変更となる場合があります。）

個別加算

経口維持加算（Ⅰ）（400単位/月）、経口維持加算（Ⅱ）（100単位/月）、個別機能訓練加算（Ⅰ）（372単位/月）、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（40単位/月）、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（3単位/月）を含みます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（単位/月）

所定単位数にサービス別加算率（14%）を乗じた単位数で算定

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（単位/月）

所定単位数にサービス別加算率（2.7%）を乗じた単位数で算定

介護職員等ベースアップ等支援加算（単位/月）

所定単位数にサービス別加算率（1.6%）を乗じた単位数で算定

居住費・食費

- ・各段階に応じた料金<利用者負担限度額>（P16）を負担していただきます。
- ・入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者（第1～第3段階②）の方は、福祉施設外泊時費用算定時（入院・外泊1日目から6日目まで）は通常の負担限度額を、それ以外の期間（7日目から）は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

【ご利用者の状況により加算されるサービス】

P6～P11<サービス利用料金>には、1.日常生活継続支援加算、5.看護体制加算（Ⅰ）、7.夜勤職員配置加算（Ⅲ）、8.個別機能金連加算（Ⅰ）、18.経口維持加算（Ⅰ）、19.経口維持加算（Ⅱ）、37.介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、46.介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、49.科学的介護推進体制加算（Ⅰ）51.介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれています。

下記加算項目は、該当する場合に算定させていただきます。

1. 日常生活継続支援加算 36単位/日
介護福祉士を一定数以上配置している場合
・新規入所者における認知症高齢者の割合が一定数以上
・新規入所者における要介護度の割合が一定数以上
・喀痰吸引者の割合が一定数以上
のいずれかを満たしている場合
2. サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位/日
介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合
3. サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位/日
介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合
4. サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位/日
介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が40%以上、または勤続7年以上の介護職員が30%以上の場合

※1～4はご利用者の状態、職員配置等の状況により、1～4の内の一つが加算となります。

5. 看護体制加算（Ⅰ） 4単位/日
常勤の看護師を1名以上配置している場合
6. 看護体制加算（Ⅲ） 8単位/日
基準数を上回る看護職員を配置している場合
7. 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 16単位/日
夜勤を行う介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合
8. 個別機能訓練加算（Ⅰ） 12単位/日
機能訓練指導員が配置され、個別に機能訓練計画を作成し実施した場合
9. 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位/月
個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、その情報を活用し適切かつ有効に実施した場合
10. 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月
医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合
11. 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月
医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する施設に訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、各職種が協働して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合
12. 精神科医療養指導加算 5単位/日
精神科を担当する医師に療養指導が月2回以上行なわれている場合
13. 若年性認知症入所者受入加算 120単位/日
若年性認知症の利用者に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合
14. 外泊時費用 246単位/日
病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合（月6回限度）
1か月に6日を限度とします。（月を跨った場合は、新たな月にて6日以内）

15. 初期加算 30単位/日
初期加算（入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様）
16. 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算
施設系サービスについて、基本サービスとして口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施を行わなかった場合
17. 栄養マネジメント強化加算 11単位/日
管理栄養士を規定以上配置し、低栄養状態のリスクの高い入居者に対し、多職種と共同し作成した栄養ケア計画に従って、食事観察を規定数以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合。また、退居者に対する相談援助、低栄養者の早期対応、入居者ごとの栄養状態などの情報を厚生労働省に提出した場合
18. 経口移行加算 28単位/日
経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
19. 経口維持加算（Ⅰ） 400単位/月
著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
20. 経口維持加算（Ⅱ） 100単位/月
摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
21. 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90単位/月
入居者の口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行なった場合
22. 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110単位/月
（Ⅰ）の算定に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合
23. 療養食加算 6単位/1食
医師の処方箋に基づき、療養食を提供した場合
24. 看取り介護加算（Ⅰ） 72単位/日
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前31日以上45日以下に加算
25. 看取り介護加算（Ⅰ） 144単位/日
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算
26. 看取り介護加算（Ⅰ） 680単位/日
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日以前2日又は3日に加算
27. 看取り介護加算（Ⅰ） 1,280単位/日
看取り介護の体制が出来ていて、死亡日に加算
28. 再入所時栄養連携加算 200単位/月
医療機関に入院し、入所時とは異なった栄養管理が必要な場合について、施設管理栄養士が、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理調整を行った場合
29. 退所前訪問相談援助加算 460単位（入所中1回（又は2回））
ご利用者の退所に先立ち、退所後の居宅を訪問し退所後の相談援助を行った場合
30. 退所後訪問相談援助加算 460単位（1回のみ）
ご利用者が退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合
31. 退所時相談援助加算 400単位（1回のみ）
退所後のご利用者の生活問題に対する相談援助を行った場合
32. 退所前連携加算 500単位（1回のみ）
退所前に指定居宅支援事業者の介護支援専門員と連絡調整を行った場合
33. 在宅復帰支援機能加算 10単位/日
前6ヶ月において在宅復帰したご利用者に対して支援を行った場合

34. 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日
認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合
35. 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日
福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
36. 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位／日（7日を限度）
医師が認知症の行動・心理症状が見られ、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要と判断し介護老人福祉サービスを行った場合
37. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
所定単位数にサービス別加算率（14％）を乗じた単位数で算定
厚生労働大臣が定める基準を全て満たしている場合
38. 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
所定単位数にサービス別加算率（6.0％）を乗じた単位数で算定
厚生労働大臣が定める基準を全て満たしている場合
39. 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
所定単位数にサービス別加算率（3.3％）を乗じた単位数で算定
厚生労働大臣が定める基準を全て満たしている場合
40. 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3単位／月
入所者ごとの褥瘡発生リスクについて、入所時に評価し少なくとも3月に1回評価を行い、結果を厚生労働省に報告する。褥瘡リスクがある入居者ごとに専門職が共同し褥瘡ケア計画を作成する。定期的に経過観察を行い記録し、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直した場合
41. 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13単位／月
(Ⅰ)の要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合
42. 排せつ支援加算（Ⅰ） 10単位／月
排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師や医師と連携した看護師が施設入居時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって情報等を活用していること。また評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、各職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援計画に基づく支援を継続して実施していること。評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入居者等ごとに支援計画を見直している場合
43. 排せつ支援加算（Ⅱ） 15単位／月
(Ⅰ)の要件に加えて、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善した場合
44. 排せつ支援加算（Ⅲ） 20単位／月
(Ⅰ)の要件に加えて、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合
45. 在宅サービスを利用した時の費用 560単位／日
入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合（月6回限度）
46. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
所定単位数にサービス別加算率（2.7％）を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、介護福祉士の配置等要件、職場環境等要件、及び見える化要件の全てを満たしている場合

47. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
 所定単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数で算定
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、職場環境等要件、見える化要件の全てを満たしている場合
48. 安全対策体制加算 20単位（入所時1回のみ）
 外部の研修を受けた担当者が配属され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
49. 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 40単位／月
 入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。また、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり、上記の情報その他適切かつ有効に行うために必要な情報を活用している場合
50. 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50単位／月
 （Ⅰ）の要件に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出する。また、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり、上記の情報その他適切かつ有効に行うために必要な情報を活用している場合
51. 介護職員等ベースアップ等支援加算
 提供した介護サービスの合計単位数の（1.6%）を乗じた単位数で算定

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乗せ）
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの基本報酬に0.1%上乗せする。

- ①ご契約者（ご利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者（ご利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。（第5条2項）
- ②入苑後30日に限り上記料金に1日約30円割り増しとなります。又30日以上入院後の再入所も同様。
（初期加算：30単位／日）
- ③入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。ただし減免対象者（第1～第3段階）の方は、福祉施設外泊時費用算定時（入院・外泊1日目から6日目まで）は通常の負担限度額を、それ以外の期間（7日目から）は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。
- ④居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。
- ⑤介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者（ご利用者）の負担額を変更いたします。

【当施設の居住費・食費負担額（ショートステイを含む）】

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイ利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

<利用者負担限度額>

- ① 本人、本人が属する世帯員及び配偶者（別世帯の配偶者含む）が市町村民税非課税
 ② 本人及び配偶者の預貯金等の資産の額の合計が1,500万円以下 ※所得額により変動有
 （配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産の額が500万円以下）

対象者		負担区分	1日当たり 単位：円		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		段階 1	0	380	300
世帯全員が市町村民税非課税	高齢福祉年金受給者	段階 1	0	380	300
	本人年金収入額等、所得金額の合計が80万円以下の方	段階 2	430	480	390
	本人年金収入額等、所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	段階 3①	430	880	650
	本人年金収入額等、所得金額の合計が120万円超の方	段階 3②	430	880	1,360
上記以外の方		段階 4	915	1,231	1,550

※利用者負担段階4の方は、施設との契約による設定となります。

※当施設の居住費区分は、「多床室」となります。

但し、従来型個室（5室）については「従来型個室」の適用となります。

【2】 【1】 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金> ※令和6年8月1日より居住費が変更になります。

① 居住費※

利用料金：従来型個室 1日あたり 1,231円（税込）
 多床室 1日あたり 915円（税込）

居住費に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合<利用者負担限度額>には、認定証に記載されている負担限度額とします。（P16参照）

入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。

ただし減免対象者（第1～第3段階②）の方は、福祉施設外泊時費用算定時（入院・外泊1日目から6日目まで）は通常の負担限度額を、それ以外の期間（7日目から）は個室利用者1,231円、多床室利用者915円の負担となります。※令和6年8月1日変更。

②食費

利用料金：1日あたり 1,550円（税込）

食費に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合<利用者負担限度額>には、認定証に記載されている負担限度額とします。（P16参照）

③特別な食事

毎月1回特別なメニューによる食事です。ご契約者（ご利用者）のご希望により、ご提供いたします。

利用料金：1,000円（税込）

④理髪・美容

◆理髪サービス…2ヶ月に1回（第1月曜日）、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回 1,500円（税込）

※平成24年6月1日現在の料金です。変更がある場合は事前にご案内いたします。

◆美容サービス…1ヶ月に1回（第3土曜日）、美容師の出張による美容サービス（カット、シャンプー、パーマ、カラー）をご利用いただけます。

利用料金：1回 カット 1,870円（税込）

1回 パーマ（カット込） 7,150円（税込）

1回 カラー（カット込） 7,150円（税込）

1回 カラー（カット無） 6,600円（税込）

1回 お顔そりのみ 550円（税込）

※令和6年1月1日現在の料金です。変更がある場合は事前にご案内いたします。

⑤出張マッサージ

医師の指示書により、出張マッサージ（医療保険適用）がご利用いただけます（ご利用者の希望により）。

利用料金：要した費用の実費

⑥買い物サービス

ご契約者（ご利用者）の希望により、注文した商品（菓子類・パン・飲料・お酒・嗜好品等）の購入を行っております。

利用料金：要した費用の実費

⑦買い物代行サービス

ご契約者（ご利用者）の希望により、上記の⑥買い物サービスでは、購入ができない物がある場合にご利用下さい。（例：衣料など）

利用料金：購入品の実費＋代行料 500円（税込）（1回ご利用につき）

⑧電気使用料

持ち込みの電気製品類（テレビ、電気毛布等）に必要な電気使用料金です。

利用料金：509円/月（税込）

⑨貴重品管理

ご契約者（ご利用者）の希望により、貴重品サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

利用料金：2,500円/月（税込）

貴重品管理

◆管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

◆お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

◆保管管理者：施設長

◆出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、ご希望があった場合その写しをご契約者（ご利用者）へ交付します。

⑩レクリエーション行事、クラブ活動等

ご契約者（ご利用者）の希望により、レクリエーション行事やクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：表をご覧ください

<レクリエーション行事及び季節膳>

行 事		内 容	費用
4月	お花見	リハビリを兼ねての散歩として、桜の咲く公園へご案内します。	無料
5月	端午の節句	昼食に竹の子膳をご用意いたします。	無料
6月	散策	昼食に紫陽花膳をご用意いたします。	無料
7月	開苑記念祭	昼食は祝膳、その他式典やアトラクション等もをご用意いたします。	無料
8月	納涼祭	模擬店、盆踊り、花火等、ボランティアの方も参加されます。	無料
9月	敬老会	昼食は祝膳、式典や職員によるアトラクションもをご用意いたします。	無料
12月	クリスマス会	昼食にクリスマスメニュー、おやつにはケーキをご用意します。	無料
	餅つき	中庭で餅つきをした後の、できたてをご用意します。	無料
1月	新年祝賀会	職員が振り袖姿でご挨拶。昼食には祝膳(おせち)をご用意します。	無料
2月	節分	職員が豆まきを行います。節分膳をご用意いたします。	無料
3月	雛祭り	雛人形、装飾、昼食には雛祭り膳をご用意いたします。	無料
	お花見	散歩がてらリハビリを兼ねて、桜の咲く公園へご案内します。	無料
その他	保育園交流	子供たちと、歌や簡単な工作等で半日を過ごします。	無料
	ハートフルケア	ユニット毎で行っている行事です。ご契約者(ご利用者)の希望により、外出や外食等を行います。	実費

その他、内容は毎年若干変わります。実費として費用がかかる場合もあります。事前にご確認下さい。

<クラブ活動>

クラブ名	活動内容	料金
生け花クラブ	2ヶ月に1回。草月流の先生よりご指導いただきます。皆様の作品は苑内に展示いたします。	実費 (材料費)
民謡クラブ	月1回。地域の先生方のご指導により、本格的な尺八と三味線の演奏も取り入れた活動です。	無料

※活動内容によっては材料費として実費をいただく場合もあります。

※定員が満員でご利用いただけない場合もございます。ご希望がございましたら事前にご確認下さい。

⑪日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上必要となる品で、ご契約者(ご利用者)が個別に希望されたものにかかる費用については実費をご負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

(例)

品 目	金 額	品 目	金 額
歯ブラシ	210円		
歯磨き粉	220円	口腔スポンジ 250本入	6,500円
ティシュペーパー	81円		
電池 単1(1本)	220円	口中洗浄ティシュ (詰替え)100枚入	580円
電池 単2(1本)	160円	口中洗浄ティシュ (本体)100枚入	750円
電池 単3・4(1本)	130円	写真(1枚)	41円

- ⑫ご契約者(ご利用者)の移送に係る費用
ご契約者(ご利用者)又は、ご家族等が指定する医療機関への通院や入・退院等でご家族等の対応が不可能な場合にご利用いただけます。協力医療機関への通院、入・退院等は無料です。但し遠方への医療機関への入退院等の場合は交通費について実費相当を頂きます。

利用料金：交通費について実費相当

- ⑬契約書第19条に定める所定の料金
・ご契約者(ご利用者)が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

(要介護度別利用料金+食事・居住に係る自己負担額) × 1.5 × 日数 (契約終了日から居室が明け渡された日までの日数)

- ・ご契約者(ご利用者)が要介護認定で自立または要支援と判定された場合

(要介護度1の利用料金+食事・居住に係る自己負担額) × 1.5 × 日数 (契約終了日から居室が明け渡された日までの日数)

その他：経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更行う2ヶ月前までにご案内します。(④を除く)

【3】利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、請求書発行日の翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 金融機関(郵便局も含む)からの自動引き落とし
※引落日：銀行は20日、郵便局は25日に引き落としとなります。
(20日、25日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります)
- イ. 下記指定口座への振り込み ※振り込み手数料はご契約者(ご利用者)のご負担となります。
千葉銀行 高根台支店 普通預金 No. 2279409
口座名：社会福祉法人 南生会
- ウ. 窓口での現金支払い

【4】入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者(ご利用者)の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団協友会 船橋総合病院
所在地	千葉県船橋市北本町1-13-1
診療科	外科・消化器科・内科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科 リハビリテーション科・循環器科・皮膚科・脳神経科 神経内科・泌尿器科・腎臓内科等

②協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 吉心会 にいほりクリニック
所在地	東京都江戸川区新堀1-38-11
診療科	内科・皮膚科・アレルギー科・循環器内科

※月に4回、クリニックの医師が来苑し往診となります。

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	永嶋歯科クリニック
所在地	千葉県船橋市八木が谷3-29-9

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者(ご利用者)に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ①要介護認定によりご契約者(ご利用者)の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者(ご利用者)に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者(ご利用者)から退所の申し出があった場合(詳細はP21(1)をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細はP21(2)をご参照下さい。)

- (1) ご契約者(ご利用者)からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)
契約の有効期間であっても、ご契約者(ご利用者)から、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの、利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者(ご利用者)が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者(ご利用者)の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他のご利用者がご契約者(ご利用者)の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者(ご利用者)が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者(ご利用者)による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず10日以内にこれが支払われない場合
- ③ご契約者(ご利用者)が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者(ご利用者)が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者(ご利用者)が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合、在宅サービス利用となった場合

※契約者(ご利用者)が病院等に入院された場合の対応について(契約書第18条参照)
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ①検査入院等、短期入院の場合
1か月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(P16参照)

- ②上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

- ③3か月以内の退院が見込まれない場合
3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者（ご利用者）が当施設を退所する場合には、ご契約者（ご利用者）の希望により、事業者はご契約者（ご利用者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者（ご利用者）に対して速やかに行います。

- ◆適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ◆居宅介護支援事業者の紹介
- ◆その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者（ご利用者）が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用（退所時等相談援助加算）として422円～1,265円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者（ご利用者）の所持品（残置物）をご契約者（ご利用者）自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者（ご利用者）または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 浅岡 宏紀
 - 所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430-1
Tel : 047-457-8660 Fax : 047-457-8661
 - 受付時間 : 毎週月曜日～土曜日（日、祝日、年末年始を除く）
09:00～17:00
- ※苦情受付ボックスを地下一階（受付横）に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 介護保険課	■所在地 : 千葉県船橋市湊町2-10-25 Tel : 047-436-2304 ■受付時間 : 月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始を除く） 09:00～17:00
船橋市役所 指導監査課	■所在地 : 千葉県船橋市湊町2-8-11 Tel : 047-404-2712 ■受付時間 : 月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始を除く） 09:00～17:00
千葉県国民健康保険 団体連合会 介護保険課苦情処理係	■所在地 : 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 Tel : 043-254-7428 ■受付時間 : 月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始を除く） 09:00～17:00

9. 非常災害対策について

当施設は、非常災害時の関連機関への通報及び連携を取り、利用者の安全を第一に必要な対応を行います。又、非常災害に備える為、想定される災害に係る避難訓練等を実施します。当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

- (1) 防災時の対応 消防計画書
- (2) 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火栓の消防設備を備えています
- (3) 防災訓練 年2回の避難訓練・消火訓練を実施します

10. 看取り介護について

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見できる方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することです。対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめて行わせていただきます。

11. 第三者評価について

当施設は、第三者評価は、実施しておりません。

12. 虐待の防止・身体拘束防止に関する事項

(虐待防止に関する事項)

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置 等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業員採用時と年2回の研修の実施をします。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

(身体拘束)

当施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備、ご家族様（身元保証人様、成年後見人様）によるご説明、同意を得た場合のみ適正な手続きにより身体等の拘束を行います。

- (1) 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催します。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

13. その他運営に関する留意事項

(ハラスメントに関する事項)

当施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

以上

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 南生苑

説明者職名 生活相談員 氏名 浅岡 宏紀 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名 印

(代理人)住所

代理人氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

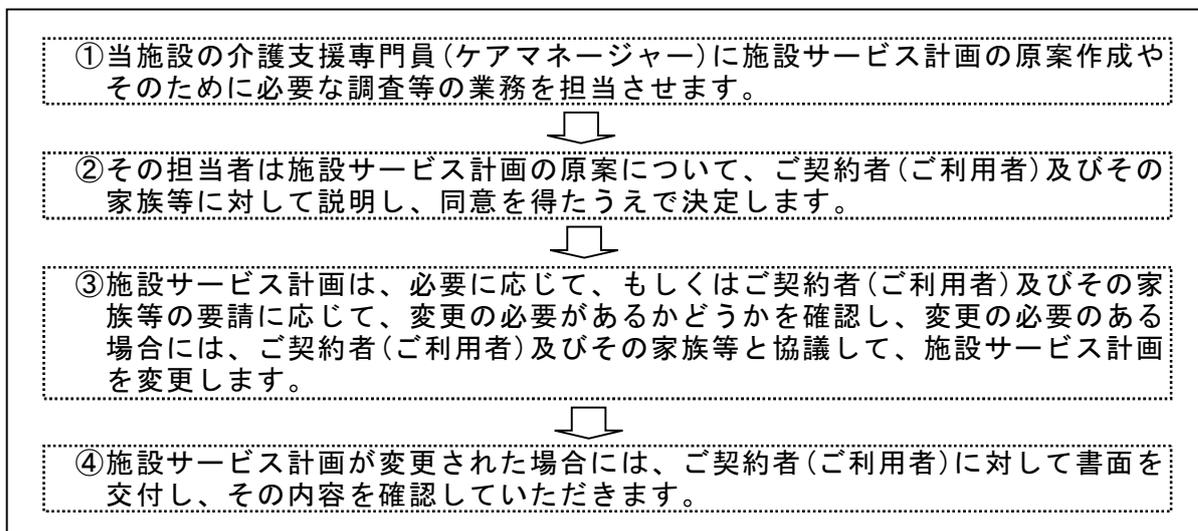
- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階
- (2) 建物の延べ面積 3,321.91㎡
- (3) 併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
・南生苑 ショートステイサービス（短期入所生活介護） 定員20名
千葉県指定（平成12年2月1日指定） 介護保険事業所番号 1270900549
- (4) 施設の周辺環境
正面には、ここ（古和釜）では古くから由来のある八王子神社、裏には梨畑、そして点在する民家等、自然がいっぱい残るとてもものどかな環境です。
また、市営のアンデルセン公園、京成バラ園等は、当苑より車で約15分ほどの距離にあり、遠足等で皆様に大変喜ばれております。

2. 職員の職種

介護職員	ご契約者（ご利用者）の日常生活上の自立支援並びに介護を行います。
生活相談員	ご契約者（ご利用者）の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご契約者（ご利用者）の健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者（ご利用者）の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	ご契約者（ご利用者）に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医師	協力医療機関より、週1回ご契約者（ご利用者）に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者（ご利用者）に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者（ご利用者）に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者（ご利用者）の生命、身体、財産の安全・確保に配慮いたします。
- ②ご契約者（ご利用者）の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者（ご利用者）から聴取、確認のうえサービスを実施します。
- ③ご契約者（ご利用者）が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者（ご利用者）に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者（ご利用者）または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者（ご利用者）に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者（ご利用者）又は他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急でやむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者（ご利用者）又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者（ご利用者）に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者（ご利用者）の心身等の情報を提供します。また、ご契約者（ご利用者）の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者（ご利用者）の同意を得ます。

5. 当施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

◆多額な現金及び貴重品 ◆ペット（生き物） ◆大きな家具 ◆危険物 ◆生もの

（2）面会

面会時間 09:00～20:00

※来訪者の方は、面会簿に記入して下さい。

※なお、来訪される場合、生もの（生鮮食料品）・ペット（生き物）・危険物等の持ち込みはご遠慮下さい。また、携帯電話は必ず電源を切って下さい。

（3）外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1日につき260円～778円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

（4）食事

終日にわたり食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、（P16）「食事に係る自己負担額」＜利用者負担限度額（食費）＞は減免されます。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

◆居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

◆施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者（ご利用者）に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

◆ご契約者（ご利用者）に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者（ご利用者）の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

◆当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙
施設内では喫煙はできません。

(7) サービス利用中の医療の提供について
医療を必要とする場合は、病院に行ってください、ご家族の対応が必要になる場合があります。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者（ご利用者）に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。但し、その損害の発生について、ご契約者（ご利用者）に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者（ご利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

以上